

中土佐町老朽住宅等除却事業

老朽化して危険な建物の処分にお困りではありませんか？

- 老朽化がひどくて廃墟になっている・・・
- 長年放置していて屋根や外壁が崩れている・・・
- 柱や梁が腐って建物が傾いている・・・

等々、特に危険性の高い空き家などの建物に対して現地調査し、一定の条件を満たした場合に解体費の一部を補助する事業です。



老朽住宅除却のジョー
@村岡マサヒロ

対象となる 建 物

- ・町内にある空き家で、周辺の住環境に悪影響を与える建物、又は倒壊した場合に避難路等を閉塞する恐れがある建物
- ・町が実施する老朽度の測定基準を満たす建物
- ・上記の条件をすべて満たす建物（※詳しくは危機管理室まで）

対象となる人

- ・建物の所有者もしくは相続関係者

補助金額

- ・解体に要した費用の80%（税込・千円未満切捨て）
- ・補助上限額：1,645,000円

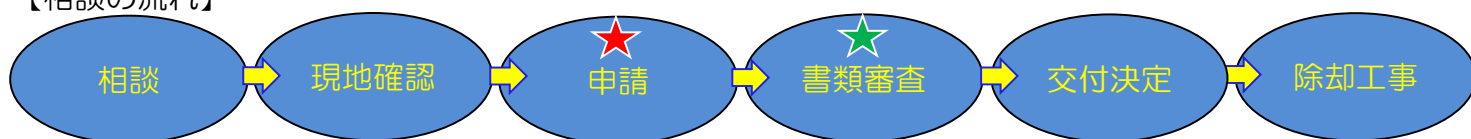
例1 補助上限額を越えない場合

解体費用 1,210,500円 × 80% = 補助金額 968,000円（千円未満切捨）
個人負担額 242,500円

例2 補助上限額を超える場合

解体費用 2,058,500円 × 80% = 1,646,800円 → 1,645,000円（補助上限に調整）
個人負担額 413,500円

【相談の流れ】



★ 申請書については、中土佐町ホームページ内でダウンロードできます。
（ピックアップ情報の申請書ダウンロード→古い空き家等の除却に関する補助金について）

★ 土地及び建物の書類調査も行いますが、調査結果によっては交付決定を出せない場合があります。